

コンサルタント等契約における現地渡航再開に当たっての経費の取扱いについて(変更履歴)

No.	変更日	ページ	項目	変更内容
1	2021年3月18日	全体		・計上先費目を記載(別表も作成)。
2	2021年3月18日		1 2.特例措置の期間	・文書作成日を起点としていたものを「Withコロナ下における新しい渡航管理体系」による再渡航に適用すると整理。
3	2021年3月18日		1 4.特例措置の内容	・費目間流用は原則不可であることを明記。
4	2021年3月18日		4.特例措置の内容 (1)1)PCR検査関連費用	・1渡航で上限7万円(税込み)を注にも記載。交通費を含む旨記載。やむなく上限を超える場合についてFAQ9番に追記。
5	2021年3月18日		2 4.特例措置の内容 (1)3)その他コロナ対策関連経費	・「予防策」を対象とすることを明記。感染後の費用を原則精算対象としない方向性として整理。
6	2021年3月18日		2 4.特例措置の内容 (2)業務地における一時隔離関連経費	・一時隔離期間が「業務従事期間」ではないことを記載。 ・一時隔離関連経費が「報酬」とは異なり「経費」である旨記載。 ・「報酬」を想起させる「直接人件費」ではなく「直接人件費相当額の待機費用」と定義。 ・「報酬額」が定義されている契約では報酬月額を3.08で除したものを、「直接人件費」が業務原価で規定されている契約では当該直接人件費単価を、「直接人件費相当額の待機費用」と規定。これに伴い、直接人件費単価を示した表を削除(ただし、本書作成日以前の打合せ簿にて本書と異なる算出方法で待機経費を計上、合意しているものについては是正を必須としません)。 ・単独型での「直接人件費相当額の待機費用」算出式を注に記載。 ・現地一時隔離期間に当該案件の国内業務を実施することも可である旨追記。
7	2021年3月18日		3 4.特例措置の内容 (3)本邦における一時隔離関連経費	・空港から隔離施設までの交通手段の考え方(1人1回当たり)を規定。 ・精算時に宿泊領収書提出を追記。 ・帰国時一時隔離期間中の日当・宿泊費単価を第三人に対しても日本国内での単価適用の旨追記。
8	2021年3月18日		3 4.特例措置の内容 (4)海外旅行保険の一部費用	・1日当たり200円(税抜き)に標記を統一。当該保険料の50%相当を削除。 ・逓減率が働く場合の算出方法を注で補足。
9	2021年3月18日		4 4.特例措置の内容 (5)本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更経費	・日本政府による邦人への新型コロナウイルスワクチン接種開始に基づき、新規に記載。
10	2021年3月18日		4 5.業務地における別契約へのアサイン	・別契約(国内)業務の対価を同契約の報酬として計上されることとして明記、当該期間の直接人件費相当額の待機費用が支払われない旨明記。
11	2021年3月18日			【業務従事の考え方：まとめ】
12	2021年3月18日			・関連する項目に記載することで、本項から削除。
13	2021年3月18日			【よくある質問・問い合わせ事項】
13	2021年3月18日	7-12	打合簿	・別途作成のFAQに移動し、本項から削除。 ・PCR検査費用と現地一時隔離経費を統合 ・「本邦帰国時一時隔離」版を追加 ・「本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更」版を追加
14	2021年3月18日	13	別添6業務従事者の従事計画／実績表	・本書に合わせて追加
15	2021年3月30日	7	打合簿1	・PCR検査費用を必ずしも「同国の法令に基づく」ものと限らないため、記載振りを修正
16	2021年3月30日	FAQ		・23に追記、27-29を追加
17	2021年3月31日		3 4.特例措置の内容 (3)本邦における一時隔離関連経費	・本邦での一時隔離中にホテル等で滞在する場合の日当・宿泊料単価表の誤謬を修正。1号、3号の単価を変更
18	2021年5月11日		1 2.特例措置の期間	・2021年9月末までを2022年3月末まで延長
19	2021年5月11日	FAQ		・30-37を追加
20	2021年6月3日	FAQ		・38-40を追加
21	2021年7月6日	FAQ		・14、31に追記、25を修正、41-43を追加
22	2021年10月25日		1 2.特例措置の期間	2022年3月末までを2022年9月末まで延長
23	2021年10月25日		2 4.特例措置の内容 (1)1)PCR検査関連費用	2021/10/1以降の水際対策の変更を受け、本邦帰国後のPCR検査代・抗原定量検査の扱いを追記。
24	2021年10月25日		2 4.特例措置の内容 (1)3)その他コロナ対策関連経費	業務従事者及び現地雇人用のマスク・消毒液等の消耗品の追記
25	2021年10月25日		3 4.特例措置の内容 3)本邦における一時隔離関連経費	脚注に移動手段について、マイカーを利用する場合を追記
26	2021年10月25日	添付1~6	6.打合簿1~6	原則3者から2者に変更し、注釈を追記。
27	2021年10月25日		5 7.本経費による契約金額 増額の場合の対処	契約金額増額、精算確定の方法について追記
28	2021年10月25日	FAQ	No9 PCR検査費用	1回の渡航に対し7万円を上限を超えて精算を認める事例を追記
29	2021年10月25日	FAQ	No26 必要書類の取得費用	日本に入国する際に向け、現地のPCR検査結果の様式が日本入国時に求められる様式と一致しない場合で現地エージェントを雇用して書き換えてもらう場合を含む点を追記
30	2021年10月25日	FAQ	No44 本邦一時隔離期間の経費	No.44を追加
31	2021年10月25日	別添1	打合簿1	PCR検査代・抗原定量検査が上限7万円を超える場合の記載振りを修正。認められる事例等の追記。
32	2021年10月25日	別添5	打合簿5(業務地における別契約へのアサイン)	記載ぶり変更(経費分担の整理、逓減率の記載の修正)
33	2021年10月25日	別添6	打合簿6	打合簿事例6「関係者の感染の対応」を追加
34	2022年3月8日	本文P1 本文P3、 FAQ、 別添6(打合簿2)	適用時期 4.特例措置の内容 3)本邦における一時隔離関連経費 FAQ No.7,28,44,45,46,47,48 打合簿2	適用時期を2023年3月末まで延長。 帰国後の交通手段について、4万円を上限とする交通費の実費支給を廃止。 研修・招へいガイドラインの改訂後は日当・宿泊料単価を改訂版ガイドラインに合わせて変更。

35	2022年4月25日	本文P3	本邦の日当	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2022年4月）改定に伴う格付/日当の変更
36	2022年4月25日	本文P5 別添4-5	業務地における別契約へのアサイン	計画の事前確認の打合簿の廃止、事後の経費分担・実績確認のみに変更。
37	2022年4月25日	別添1~6	別添の順番変更	別添1を「業務従事者の従事計画／実績表(新型コロナウイルス感染症流行下における渡航再開を踏まえた記入例)」にし、打合簿事例は別添2〜とする。